

「指定特定相談支援事業所みさやま」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援のサービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援のサービスを提供します。指定計画相談支援のサービスの利用は、障がい福祉サービスの支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域
4. 営業時間
5. 職員の体制
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金
7. 利用者の記録や情報の管理、開示について
8. 損害賠償について
9. 苦情等の受付について

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 ジェイエー長野会
所在地	長野県長野市大字南長野北石同町 1177 番地 3 (JA 長野県ビル)
電話番号	026-223-0533
代表者氏名	理事長 上原 孝義

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所・平成 26 年 10 月 1 日
事業所の名称	指定特定相談支援事業所みさやま
事業所の所在地	長野県 上田市 鹿教湯温泉 1308 番地
電話番号	0268-44-2111
管理者氏名	竹花 昭広 (兼任)
事業所の運営方針について	・ 利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮致します。 ・ 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障がい福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 ・ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、支給決定障がい者等に提供される障がい福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行ないます。 ・ 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めます。 ・ 利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように努めます。
開設年月	平成 26 年 10 月 1 日

3. 事業実施地域

長野県内

4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日（国民の祝日・年末年始休暇は除く） （年末年始休暇：12月30日～1月3日）
受付時間	月～金 午前8時30分～午後5時00分
サービス提供 時間帯	月～金 午前8時30分～午後5時00分

5. 職員の体制

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
1. 管理者	0名	1名	1名	管理業務（兼務）
2. 相談支援専門員	1名	0名	1名	相談支援
3. 従事者	0名	1名	／	事務（兼務）

当事業所では、利用者に対して上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）サービス内容

＜サービス利用計画の作成＞

利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。

＜サービス利用計画の作成の流れ＞

①利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障がい福祉サービス事業者及び地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用等の情報を適正に提供します。

②利用者及びその家族に面接して、利用者及びその家族の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者が希望する生活、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

③把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し利用者及びその家族に面接の生活に対する移行、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画の原案を作成し、利用者に交付します。

④支給決定が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

⑤担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、サービス等利用計画を完成し、利用者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

＜サービス利用計画作成後の便宜の供与＞

- ・利用者及びその家族等と面接し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を行うこととし経過を把握します。
- ・サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- ・指定障がい者福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者等及び当該障がい福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。
- ・福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

＜サービス利用計画の変更＞

- ・利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。
- ・利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障がい者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、指定障がい者支援施設等への紹介その他の便宜の提供及び助言を行う等の援助を行います。

（２）利用料金

サービス利用料金

指定計画相談支援のサービスに関する利用料金について、事業者が法律の規程に基づいて、市町村からサービス利用計画作成費を代理受領します。

７．利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定計画相談支援のサービスを提供した日から５年間です。

＊本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- ・福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

- ・個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳
- ・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- ・アセスメントの記録
- ・サービス担当者会議等の記録
- ・モニタリング結果の記録
- ・利用者の障がいの状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- ・利用者からの苦情の内容等の記録
- ・事故の状況及び事故に際しての対応の記録

8. 損害賠償について

利用者等に対する指定計画相談支援のサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者等の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

9. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関する

ご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○医療安全対策室 < 苦情受付窓口（担当者） > 小宮山 美圭子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：00

国民の祝日、年末年始休暇（12月30日～1月3日）は除きます。

< 苦情解決責任者 > [職名] 管理者 竹花 昭広

(2) 行政機関その他苦情受付機関

上田市役所 福祉課	所在地 上田市大手 1-11-16 電話番号 0268-22-4100
長野県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 長野県長野市若里 7-1-7 (長野県社会福祉協議会 内) 電話番号 026-226-2210 FAX 026-228-0103 受付日・時間 9：00～17：00

令和 年 月 日

指定計画相談支援のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援のサービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 _____ 印

ご家族住所

氏名 _____ 印